匿名データの作成に係る統計委員会の審議手続について

1 検討経緯

〇 平成 30 年 11 月 第 128 回統計委員会

西村委員長から、匿名データの提供早期化に向け、今後の統計委員会審議の計画的 かつ効率的な実施について検討し、来年2月を目途に統計委員会に報告するよう北村 統計制度部会長に指示

〇 平成30年12月 第3回統計制度部会

北村部会長から、西村委員長の指示を共有し、北村部会長が有識者から意見を聴いた上で案を作成し、改めて部会に提案することを了承

〇 平成31年1月 匿名データに関する意見交換会

匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について、総務省及び有識者から意 見聴取

〇 平成31年2月 第4回統計制度部会

上記意見交換会の結果も踏まえ、統計制度部会として「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について(改正案)」を取りまとめ

〇 平成31年2月 第132回統計委員会

「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」を了承(委員会決定)

2 「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」の概要

(1) 基本的な考え方

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)等を踏ま え、以下により匿名データの提供早期化・充実を促進

- ・ これまでの運用実績をベースに「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」(以下「匿名化処理基準」という。)を策定
- ・ 統計研究研修所が匿名化処理基準等に基づき実施する検証等の仕組みを最大限活 用して、統計委員会における審議を重点化及び効率化

(2) 改正のポイント

- ▶ 基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じ提供時期等を確認
- ▶ 匿名化処理基準に沿って匿名データを作成(年次の単純な追加)する場合、改めて統計委員会への諮問は不要(現行と同様)
- ➤ 匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法により匿名データを作成する場合、統計委員会に諮問。ただし、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合、審議を簡素化(部会審議の省力化)
- ▶ 過去の統計委員会答申における今後の課題については、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所の検討結果について報告を求め、別途検討

統計法第35条第2項の規定に基づく審議について

平成 27 年 9 月 17 日 統計委員会決定 改正 平成 31 年 2 月 20 日

統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 35 条第 2 項の規定に基づく基幹統計調査に係る匿名データの作成に関する審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 30 年 3 月 6 日閣議決定)を踏まえ、匿名データの早期提供に向け、匿名データ作成省庁及び総務省統計研究研修所(以下「統計研究研修所」という。)と連携を図り、以下の措置を講じることにより、重点的かつ効率的に行うものとする。

1 匿名データの計画的な作成

基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じて匿名データの作成計画について確認を行うものとする。

2 統計委員会における審議の重点化及び効率化

- ① これまでの審議実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理 基準」(以下「匿名化処理基準」という。)に沿って匿名データの作成を行うもの(作成 年次の単純な追加)と認められる場合、前回の統計委員会答申から変更がないものと 判断できることから、統計委員会における諮問審議を要さないものとする。
- ② 上記①に掲げる匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法(調査事項の追加又は変更に伴う新たな匿名化措置等を含む。)により匿名データの作成を行うものと認められる場合、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限活用した上で、統計委員会における審議の重点化及び効率化を図るものとする。

なお、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と 認める場合には、審議の簡素化を図ることができるものとする。

3 過去の統計委員会答申における今後の課題への対応

匿名データの作成に係る過去の統計委員会答申において、今後の課題とされた事項(地域情報や年齢の詳細化など)については、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所における検討結果について報告を受け、その取扱いを別途検討するものとする。

4 その他

上記 1 から 3 までの取扱いについては、今後の運用状況等を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準

| | 総務省 | | | | | | 厚生労働省 | | | |
|---------------------------|--|---|-------------------------------------|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|--|---|--|
| | | | ÷+±+± | 就業構造 社会生活基礎調査 | | 全国消費 | | 国民生活基礎調査 | | |
| | 国勢調査 | 住宅・土地統計調査 | 基本調査 | 調査票A | 調査票B | 実態調査 | 労働力調査 | 匿名データ A (世帯票、健康票) | 匿名データ B (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票) | |
| リサンプリング | 全世帯を母集団として1%を抽出することとし、世帯の種類(「一般世帯」及び「施設等の世帯」)ごとに、市区町村及び世帯人員等で並べ替えた上で、「一般世帯」については世帯単位で、また「施設等の世帯」については個人単位で抽出処理を行い、これらを統合 | 住宅(住宅以外の建物を含む。)単位のレコードに付与された集計用乗率の大きさに基づく確率比例抽出により抽 | 出 | 世帯単位に80%を目安に抽出 | 世帯を単位としてま とめた上で、単純無 作為抽出で世帯を抽 出 抽出率は約80% | 安に抽出 | 世帯を単位に層化等確率 抽出法(地域11ブロック ×組符号8区分) 抽出率は約80%(沖縄県 については約20%) | 都道府県・指定都市(道府県・指定都市別) 【第2段】世帯抽出 | 区抽出 の国勢調査区数に比例するよう、都 に国勢調査区をリサンプリング ングされた国勢調査区から世帯をリ | |
| しきい値 | - | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 1 % | | |
| 世帯・個人を 特定できる外 部情報 | る世帝の制計 の既存の統計表のうち、特に外観識別性が高いと考 えられる以下の項目が含まれる統計表について、地 域(都道府県、人口50万人以上の市区)において母 集団一意又は二意であることが判明しているレコー 下が含まれる世帯の削除 | | なし | なし | なし | なし | なし | なし | | |
| データの並べ 替え | 抽出した世帯を世帯単位でランダムに並べ替え | 同一世帯の世帯員は世帯員番号順を 保ったまま世帯順はランダムに並び替 え | | 世帯単位にランダムに並び替え | 世帯を単位としてま とめた上で乱数によ り並び替え | 世帯をランダムに並 び替え | 世帯単位にランダムに並び替え | 世帯順は世帯単位にの後データの世帯番号 | 乱数によりランダムに並び替え、そ 号を付与 | |
| 世帯・個人識 別情報の匿名 化 | 地域区分ごとの出現頻度により、世帯人員が7人以上~9人以上いる世帯(世帯人員が多い世帯)を削除 | 世帯人員が8人以上いる世帯を削除 | | 世帯人員が8人以上いる世帯を削除 | | 世帯人員が8人以上 いる世帯を削除 | 世帯人員が8人以上いる 世帯を削除 | 世帯人員が8人以上の | いる世帯を削除 | |
| | 未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる世帯(父子世帯)を削除 | 同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人 以上いる世帯を削除 | 同一年齢の15歳未満 の世帯人員が3人以 上いる世帯を削除 | | | 同一年齢の15歳未満 の世帯人員が3人以 上いる世帯を削除 | 同一年齢階級の15歳未満 の世帯人員が3人以上い る世帯を削除 | 同一年齢階級の世帯 | 人員が4人以上いる世帯を削除 | |
| | 年齢差が25歳以上の夫婦のいる世帯 (年齢差の大きい夫婦のいる世帯) を削除 | 家計を支える者の年齢が15歳未満の世帯を削除 | | | 子どもの数の多い世帯において、地域区分ごとに発生頻度の少ない世帯を削除 | | 転出及び死亡のレコード を削除 | 父子世帯を削除 | | |
| | 年齢差が55歳以上の男親と子、年齢差が45歳以上の 女親と子、年齢差が14歳以下の親と長子又は年齢差 が19歳以下の親と末子のいる世帯(年齢差の大きい 又は小さい親子のいる世帯)を削除 | | | | 母子世帯、父子世帯 において、地域区分 ごとに発生頻度の少 ない世帯を削除 | | 自衛官及び受刑者のレ コードを削除 | 年齢差の大きな夫婦 上又は妻が夫より15g | かいる世帯 (夫が妻より20歳以上年 歳以上年上) を削除 | |
| | 地域区分ごとの出現頻度により、子供の数が3人以上~7人以上の外国人世帯(世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯)を削除 | | | | | | | の年齢差が55歳以上、 父親と長子の年齢差 10歳以下)を削除 手助けや見守りを要 | いさい親子のいる世帯(父親と末子 母親と末子の年齢差が50歳以上、 が15歳以下、母親と長子の年齢差が する者が2人以上いる世帯を削除 いる者が2人以上いる世帯を削除 | |
| 攪乱処理 | 一部世帯を同一都道府県内の他の地域の類似世帯と 入れ替えるスワッピングを実施 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | | |
| 集計用乗率 (母集団推計 用ウエイト) | なし | 抽出率に応じて再付与して提供 | 提供 | 提供 | 提供 | 再付与して提供 | 提供(沖縄県については、 4倍の集計用乗率を再付 与) | | 提供しない(推計世帯数の算出を 前提としていないため) | |
| 地域情報 | 都道府県 市区(人口50万人以上のみ) | 都道府県 | 3 大都市圏か否か | 3 大都市圏か否か | 3 大都市圏か否か | 3 大都市圏か否か | 提供しない | 提供しない | | |
| | | 市区町村番号、3 大都市圏、調査単位 区番号を削除 | 都道府県・市区町村 番号、調査区符号、 世帯番号を削除 | 調査区符号(都道府 県番号、県内一連番 号)世帯番号を削除 | 県番号、県内一連番 | | 調査区符号(都道府県番 号、県内一連番号)、標 本符号(層符号、組符 号、地域符号)、世帯 号(抽出単位番号、単位 内世帯番号)を削除 | | 単位区番号、世帯番号を削除 | |

| | | 総務省 | | | 厚生労働省 | | | |
|-------------|---|---|--------------|----------|-------|--|---|--|
| | | | | 社会生活基礎調査 | | | 国民生活基礎調査 | |
| | 国勢調査 | 住宅・土地統計調査 | 就業構造 基本調査 | 調査票A | 調査票B | 全国消費 実態調査 | 労働力調査 | 匿名データ A (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票) |
| 提供項目等 (その1) | 世帯人員: 施設等の世帯の世帯人員は提供しない | | | | | | 15歳未満世帯人員: 15歳未満の男女別総数を 合算し、15歳未満の総数 として提供、男女別総数 は提供しない | |
| | | 住宅の居住室数: 都道府県別に出現頻度により、10室以上~17室以上のいずれかでトップコーディング 世帯ごとの居住室数: 都道府県別に出現頻度により、10室以上~17室以上のいずれかでトップコーディング | | | | | | 居住室数: 10室以上をトップコーディング |
| | 住宅の床面積: 実数ではなく、公表統計に合わせた階級で提供することとし、「200~249㎡」と「250㎡以上」をグルーピング | 建物の敷地面積(共同住宅): 実数値ではなく、階級値で提供。 都道府県別に出現頻度により、75㎡未 満~150㎡未満のいずれかでボトム コーディング、3000㎡以上をトップ コーディング | | | | 住宅の床面積: 200㎡以上トップコーディング 二人以上世帯は30㎡ 未満をボトムコーディング | | 住宅の床面積: 20㎡未満をボトムコーディング 300㎡以上をトップコーディング |
| | | 建物の建築面積(共同住宅): 実数値ではなく、階級値15区分で提 供。都道府県別に出現頻度により、50 ㎡未満又は75㎡未満のいずれかでボト ムコーディング、1000㎡以上〜3000㎡ 以上のいずれかでトップコーディング | | | | 住宅の床面積うち業務用: 二人以上世帯は150㎡以上をトップコーディング 単身世帯は100㎡以上をトップコーディング | | |
| | | 住宅の延べ面積: 都道府県別に出現頻度により、20㎡未満をボトムコーディング、250㎡以上~500㎡以上のいずれかでトップコーディング 住宅の敷地面積(一戸建・長屋建): | | | | 人 住宅の敷地面積: 1000㎡以上をトップ コーディング | | |
| | | 実数値ではなく、階級値11区分で提供。 供。 都道府県別に出現頻度により、25㎡未 満及び50㎡未満のいずれかでボトム コーディング、700㎡以上~1500㎡以 上のいずれかでトップコーディング | | | | | | |
| | | 住宅の建築面積 = 1 Fの床面積 (一戸建・長屋建): 建・長屋建): 都道府県別に出現頻度により、20㎡未満又は30㎡未満のいずれかでボトムコーディング、150㎡以上又は200㎡以上のいずれかでトップコーディング | | | | | | |
| | 実数ではなく公表統計に合わせた階級(「1・2階建」、「3~5階建」、「6~10階建」、「11~14階建」及び「15階建以上」)で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「6~10階建」以上又は「11~14階建」以上のいずれかでトップコーディング | 14階及び15~19階でグルーピング 都道府県別の出現頻度により、「一戸 | | | | | | |
| | 世帯の住んでいる階: 実数ではなく公表統計に合わせた階級(「1・2 階」、「3~5階」、「6~10階」、「11~14階」 及び「15階建以上」)で提供し、地域区分ごとの出 現頻度により「3~5階」以上、「6~10階」以上 又は「11~14階」以上のいずれかでトップコーディ ング | | | | | | | |

| | | 総務省 | 1 社会生活 | 基礎調査 | | | 厚生労働省 国民生活基礎調査 | | | |
|------------|--|---|--|--|--|--|--|---|--|--|
| | 国勢調査 | 住宅・土地統計調査 | 就業構造 | | | 全国消費 | | 匿名データA 匿名データB | | |
| | 는 기 에 <u>부</u> | 正七 土地侧印刷鱼 | 基本調査 | 調査票A | 調査票B | 実態調査 | 刀 勁 刀 呵 重 | (世帯票、健康票) (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票) | | |
| 提供項目等(その2) | | 年齢: 15歳未満は各歳、 15歳未満は各歳、 15~89歳を5歳階級でグルーピング、 90歳以上でトップコーディング (平成 20年までは15~84歳を5歳階級でグルーピング、85歳以上をトップコーディング) | 年齢: 15歳未満は各歳 15~84歳を5歳階級 でグルーピング 85歳以上をトップ コーディング | でグルーピング | でグルーピング | 年齢: 15歳未満は各歳 0~84歳を5歳階級 でグルーピング 85歳以上をトップ コーディング | 年齢: 15歳未満を学齢によるグルーピング 15~84歳を5歳階級でグルーピング 85歳以上をトップコーディング | 年齢: 15~89歳を5歳階級でグルーピング 90歳以上をトップコーディング 15歳未満を学齢(0~5歳、6~11歳、12~14歳)によりグルーピング | | |
| | | | | 末子の年齢: 1~11歳を 1~25歳歳、 6~5歳歳、 9~11歳で グルーピンを フーピンを コーデング コーデング | 末子の年齢: 1~11歳を 1~2歳歳、 3~5歳歳、 9~11歳で グルーピンケップ コーディング コーディング コーディング | | | | | |
| | 就業時間: 90時間以上をトップコーディング | | | | | | | 1 週間に仕事をした時間: 80時間以上をトップコーディング | | |
| | 産業: 「農業」、「林業」及び「漁業」をグルーピング 「鉱業」及び「建設業」をグルーピング 「鉱業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を グルーピング | | 産業: 詳細区分をグルーピ ング | | | | 事業の種類(産業): 報告書の表章区分に合わ せてグルーピング | | | |
| | 職業: 「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び「運 輸・通信従事者」をグルーピング | | 職業分類: 詳細区分をグルーピ ング | | | | 本人の仕事の種類(職業): 報告書の表章区分に合わせてグルーピング | | | |
| | | | 就業開始時期: 現職が初職で70年以 上前に現職に就いた 者は70年でトップ コーティング 前職の継続就業期 間: | | | | | 就業期間: 50年以上をトップコーディング | | |
| | | | 前職からの離職期間 と前職の継続就以上 となる者は70年を トップコーディング 初職に就いた時期: 70年以上前に初職に 就いた者は70年で | | | | | | | |
| | 5年前の住居の所在地: 「他県から」及び「国外から」をグルーピング | 従前の居住地: 都道府県別で提供 | トップコーティング 転居前の居住地: 都道府県名は提供し | | | | | | | |
| | 労働力状態: 平成12年は「家事のほか仕事」と「通学のかたわら仕事」をグルーピング 大規模調査である平成17年は就業者の内訳を提供しない。 | | ない | | | | | 仕事の有無: 「主に通学で仕事あり」及び「その他」を「その他(仕 事あり)」にグルーピング | | |
| | 家計の収入の種類: 「賃金・給与が主な世帯」のうち、「農業収入もある世帯」及び「その他」をグルーピング 「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事業収入が主な世帯」をグルーピングし、その内訳は提供しない 「内職収入が主な世帯」及び「その他の収入が主な世帯」をグルーピングし、その内訳は提供しない | | | | | | | 最多所得者か否か: 「最多所得者」及び「家計補助者又は被扶養者」の2区 分にリコーディング | | |

| | 総務省 | | | | | | | 厚生労働省 | | |
|------------|----------|--|------|--------------------------|------|---|-------|---------------------|------------------------------|--|
| | ==±+===+ | | 就業構告 | 社会生活基礎調査 業構造 社会生活基礎調査 | | 全国消費 | | | | |
| | 国勢調査 | 任宅・土地統計調査 | 基本調査 | 調査票A | 調査票B | 実態調査 | 労働力調査 | 匿名データA (世帯票、健康票) | 匿名データ B (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票) | |
| 提供項目等(その3) | 国勢調査 | 住宅・土地統計調査 | 就業構造 | | | 中 | 労働力調査 | 匿名データA(世帯票、健康票) | 国民生活基礎調査 匿名データ B | |
| | | 住宅の1か月当たり家賃・間代:都道府県別に出現頻度により、9万円以上~30万円以上のいずれかでトップコーディング世帯ごとの家賃・間代:都道府県別に出現頻度により、9万円以上~30万円以上のいずれかでトップコーディング | | | | 円以上をトップコーディング 借入金残高: 総額以外は提供しない 二人以上世帯は、4500万円ディマグコーディング 単身世帯 ブコーディング | | | ゚゚コーディング | |

| | | | 総務省 | | | | | 厚生労働省 | | |
|-------------|--|--|--------------------|------|------|--|----------------------|--------------------------|--|--|
| | | | 1 5 -00 - 145 - 41 | 社会生活 | 基礎調査 | 全国消費 実態調査 | 労働力調査 | 国民生活基礎調査 | | |
| | 国勢調査 | 住宅・土地統計調査 | 就業構造 基本調査 | 調査票A | 調査票B | | | 匿名データ A (世帯票、健康票) | 匿名データ B (世帯票、健康票、所得票、貯蓄票) | |
| 提供項目等 (その4) | 世帯主との続柄: 「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」 をグルーピング | 住宅の居住室の畳数: 都道府県別に出現頻度により、5畳未 満~7畳未満のいずれかでボトムコー ディング、70畳以上~140畳以上のい ずれかでトップコーディング | | | | 現在住んでいる住居 以外の住宅及び土地 に関する項目: 提供しない | 提供しない | 「長期入院者」をグ | 者」、「社会福祉施設入所者」及び ルーピング、「入院・入所」は2人 ィング、「単身赴任」と「学業」は | |
| | 従業上の地位: 「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家 庭内職者」をグルーピング | 世帯ごとの居住室の畳数: 都道府県別に出現頻度により、5畳未 満~7畳未満のいずれかでボトムコー ディング、70畳以上~140畳以上のい ずれかでトップコーディング | | | | | 前月欄の従業上の地位: 提供しない | 公的年金・恩給の受 「福祉年金」及び「 | 給状況: 恩給」を「その他」にグルーピング | |
| | 「日本人」及び「外国人」の2区分とし、外国籍の | 従前の居住室の畳数: 都道府県別に出現頻度により、5畳未 満~7畳未満のいずれかでボトムコー ディング、70畳以上~140畳以上のい ずれかでトップコーディング | | | | | | 「在学したことがな | い」を「卒業」にグルーピング、そ) 学校の種類」を「小学・中学以 | |
| | 常住地による従業地・通学地: 「県内他市区町村で従業・通学」及び「他県で従 業・通学」をグルーピング | 住宅の所有名義:提供しない | | | | | 数: 提供しない | 「1月未満」、「1月 び「6月~1年未満」 | する者の自立期間: ~3月未満」、「3月~6月未満」及 を「1年未満」にグルーピング | |
| | 利用交通手段: 利用交通手段が1種類の場合の「オートバイ」及び 「自転車」をグルーピング、「勤め先・学校のバ ス」、「ハイヤー・タクシー」及び「その他」をグ ルーピング | た」は提供しない | | | | | | 最も気になる傷病: 傷病を上位区分にリ | コーディング | |
| | 「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分とし、 施設等の世帯の内訳は提供しない | 東日本大震災による転居: 提供しない | | | | | | 普段の活動ができな 25日以上をトップコ | ーディング | |
| | 世帯の家族類型: | | | | | | | レスの相談状況: | 談状況及び最も気になる悩みやスト 所得票の世帯員に関する情報: 提供しない | |